

令和2年度第10回津野町農業委員会定期総会会議録 (第1日目)

召集年月日 令和3年1月22日

召集場所 津野町役場 西庁1階 ホール

開 会 令和3年1月29日 午後4時30分

出席委員

1番：松岡 保宏、2番：石川 幸久、3番：大地 勝義、4番：宇都宮 京子、
5番：田部 節男、6番：川村 実男、会長：戸田 和宏

(推進委員)

川渕 慶博、大崎 登、川西 利文、明神 長生、長山 計一、山崎 哲人、明神 正

その他の出席者

事務局長：戸田 喜博、職員：池 大輔、西川 南

議事日程

別紙のとおり

令和2年度第10回津野町農業委員会定期総会議事日程

令和3年1月29日 午後4時30分開議

日程	議案番号	案 件	備考
1		開 会	
2		会議録署名委員の指名	
3	議案第1号	会期の決定	
4	議案第2号	非農地証明願いの審議について	
5	その他	強化促進法の規定による申し出について ○農地の嵩上げに係る事前協議書	

開会 (午後4時29分 開議)

議長 : 正場にいたします。

ただいまの出席委員は農業委員7名、農地最適化推進委員7名でございます。これより、令和2年度第10回津野町農業委員会定期総会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名をおこないます。

会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において

4番 宇都宮^{うつのみや}京子^{きょうこ} 委員 5番 田部^{たべ}節男^{せつお} 委員を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 : 異議なし

ご異議なしと認めます。

よって会期は1日間と決定しました。

日程第3 議案第1号 非農地証明願いの審議について、を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 : 議案第1号 非農地証明願いは2件です。
(番号1～2朗読)

番号1、2は農振農用地ですが、同日付けの申請で農振除外の申請を提出しており、本日非農地の議決をいただけましたら、除外の許可が出次第、非農地の許可となります。

以上で議案の朗読並びに補足説明を終わります。

議長 : 議案第1号 番号1は、宇都宮委員と明神委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

宇都宮委員 : 場所は●●で、●●トンネルの手前を右に入ったところです。5ページを見ていただいたら斜線の引いた所で宅地にひっついた土地です。写真は6ページにあります。家が焼けて、所有者は焼けた後はこちらにおらず、帰ってこないということなので、田も20年以上作っていない。できれば非農地にしていただきたいとのことです。

議長 : 議案第1号 番号1について、質疑、意見はありませんか。

松岡委員 : 以前、農業振興地域ならこれに申請書をつけるように話したと思う。なぜか

たとえば、農業振興地域と言うたら町の考えで農業振興地域にしている。それがのいてから非農地だよ。それで農業振興地域がのいたからどうよって言うのが農業委員会。先に農業委員会が判断するのはどうよっていうことを言っている。

事務局 : 結果的には農振地域の除外が無いと、非農地の許可がおりないので、この場での確認は非農地証明の発行基準に合致しているかということになると考えている。

山崎委員 : 松岡委員が言うように、農振地域を除けてから出してきなさいよということにすれば。

松岡委員 : その方が正解だと思う。

事務局 : 非農地証明の発行基準としては、農業振興農用地でないことが前提である。便宜上先に農業委員会で諮り、農振地域除外後すぐに許可をするようにしている。

松岡委員 : 今後は、農振除外の申請書も資料としてつけるべき。

事務局 : 今後の資料には農振除外の申請書の写しを添付するようにします。

議長 : 今回はこれでよろしいでしょうか。

委員 : 異議なし。

議長 : つづきまして、番号2は石川委員と大崎委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

石川委員 : 役場の下の●●神社から奥へ●●●m位入ったところに●●●●さん宅があります。このことに関しまして、私と大崎委員と●●さん3人で話をしました。写真は11ページですが、●●-●はすでにコンクリートで自宅に上がる道になっております。●●-●は先々建築物をするという考えがあつて非農地の申請をしたということです。よろしくをお願いします。

議長 : 議案第1号 番号2について、質疑、意見はありませんか。

委員 : 異議なし。

議長 : よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第1号について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 : 日程第4 議案第2号 強化促進法の規定による申し出について、を議題といたします。
事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 : 議案第2号 強化促進法の規定による申し出についてご説明いたします。
(番号1～3朗読)

番号1から3はすべて再設定であります。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の朗読並びに補足説明を終わります。

議長 : 議案第2号 番号1は、松岡委員と川渕委員が地区委員です。
現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

松岡委員 : 先日、●●さんの所へ川渕委員と行ってきました。再設定ということで今までどおりつくっていただけるものと思っております。

議長 : 議案第2号 番号1について、質疑、意見はありませんか。

委員 : 異議なし。

議長 : 議案第2号 番号2及び3は、石川委員と大崎委員が地区委員です。
現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

大崎委員 : 3年前にも再設定をして、今回も再設定ということで、再設定者の●●さんとも連絡を取って、問題ないということでございます。

議長 : 議案第2号 番号2及び3について、質疑、意見はありませんか。

議長 : よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第2号について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 : 日程第5 その他の件について、を議題といたします。
事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 : 29ページをご覧ください。
農地の嵩上げに係る事前協議の提出が1件あっております。

(農地の嵩上げに係る事前協議書により報告・29ページ)

ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 : 地区担当は私と明神委員です。私の方から説明したいと思います。

戸田委員 : 31ページですが、場所の方は、●●●●●と言いまして、国道から●●に抜ける道のちょうど分岐の所にあります。32ページですが、斜線を引いている所が嵩上げをしている所ですが、その隣に宅地があり、●●●●さんが家を建てる予定です。●●さんに聞くと今後は芋を作る予定とのこと。赤線があるんですけど、これも一緒に埋めてます。建設課長に確認したら、赤線の部分は、最後のページを見ていただいて、畑の下の石積みの下の段に付け替えるので、問題はないとのこと。周囲も全て●●さんの土地なので問題ないと思います。

大崎委員 : 事後の申請でも大丈夫なんですか。

事務局長 : 事前申請が原則なので、指導はしております。

議長 : 農地の嵩上げに係る事前協議書について、質疑、意見はありませんか。

委員 : 異議なし。

議長 : それでは、農地の嵩上げに係る事前協議書については、承認することにご異議ありませんか。賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、農地の嵩上げに係る事前協議書については承認されました。

議長 : その他にありませんか。

特になければ2月の定例会の日程を決めたいと思います。

事務局長 : 2月26日(金)本庁で16:30からの予定で行います。

議長 : ご発言がないので以上で、本日の日程は全て終了しました。これにて、令和2年度第10回津野町農業委員会定期総会を閉会いたします。

閉会 (午後5時33分)

津野町農業委員会会議規則第13条の規定による会議の経過を記載したもので、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

津野町農業委員会議長

署 名 委 員 4 番

署 名 委 員 5 番